

議案第12号

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営
に関する基準を定める条例の一部改正について

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定めたいので、議会の議決を求める。

令和5年2月22日提出

(2023年)

城陽市長 奥田敏晴

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第18号）の一部を次のように改正する。

次の表の現行の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に、下線で示すように改正する。

現 行	改 正 後
<p><u>(懲戒に係る権限の濫用禁止)</u></p> <p><u>第26条 特定教育・保育施設（幼保連携型認定こども園及び保育所に限る。以下この条において同じ。）の長たる特定教育・保育施設の管理者は、教育・保育給付認定子どもに対し児童福祉法第47条第3項の規定により懲戒に関しその教育・保育給付認定子どもの福祉のために必要な措置を探るときは、身体的苦痛を与え、人格を辱める等その権限を濫用してはならない。</u></p>	<p><u>第26条 削除</u></p>

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

提案理由

特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準（平成26年内閣府令第39号）の一部が改正されたことに伴い、城陽市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例（平成26年城陽市条例第18号）について所要の改正を行いたいので、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号）第34条第2項及び第46条第2項の規定に基づいて、本案を提案するものである。

参照条文

子ども・子育て支援法（抜粋）
(特定教育・保育施設の基準)

第34条 略

2 特定教育・保育施設の設置者は、市町村の条例で定める特定教育・保育施設の運営に関する基準に従い、特定教育・保育（特定教育・保育施設が特別利用保育又は特別利用教育を行う場合にあっては、特別利用保育又は特別利用教育を含む。以下この款において同じ。）を提供しなければならない。

3～5 略

(特定地域型保育事業の基準)

第46条 略

2 特定地域型保育事業者は、市町村の条例で定める特定地域型保育事業の運営に関する基準に従い、特定地域型保育を提供しなければならない。

3～5 略